



マイナンバーカードの受け取りについて



マイナンバーカードの申請ありがとうございます。

カードが作成されましたので、交付通知書（同封のハガキ）を送付いたします。

お受け取りの際は、**裏面の受け取り方法**をご参照のうえ、**申請者本人**が市民課窓口に来庁してください。

また、**来庁時には下記の案内に従い書類をご持参ください**。書類に不備がありますと交付できない場合もございますので、ご不明な点がございましたら裏面の受け取り予約専用ダイヤルまでお問い合わせください。

※申請者本人が15歳未満の方または成年被後見人の場合は、法定代理人の方と一緒にご来庁ください。

※障害のある方、未就学児、高校生以下の方、長期入院中または施設入所中等の理由で、申請者本人の来庁が困難な場合は、**事前にご相談ください**。（代理人によるお受取りの際には、顔写真付きの本人確認書類が必要です。）

申請者本人は15歳未満の方または成年被後見人ですか？

いいえ



○交付通知書（同封されているハガキ）

※手が不自由等の理由で、ハガキ裏面の回答書欄に自署できない場合は、印鑑（スタンプ印不可）をお持ちください。

○マイナンバー通知カード（所持者のみ）

○住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（所持者のみ）

○本人確認書類

（A書類から1点 または B書類から2点）

はい



○交付通知書（同封されているハガキ）

○マイナンバー通知カード（所持者のみ）

○住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード（所持者のみ）

○申請者本人の本人確認書類

（A書類から1点 または B書類から2点）

○法定代理人の本人確認書類

（A書類から1点 または B書類から2点）

○法定代理人であることを証明できる書類

申請者本人の戸籍謄本（発行から3ヵ月以内のもの）

※本籍地が下妻市以外の方は、本籍地市区町村から取得してください。但し、申請者本人が15歳未満で、法定代理人と住民票上同一世帯である場合は不要です。

または

成年後見登記簿謄本（発行から3ヵ月以内のもの）

※法務局から取得してください。

<p>A書類 (1点)</p>	<p>※有効期限内で失効しておらず、かつ氏名、住所が最新のものに限ります。</p> <p>マイナンバーカード（更新等で2枚目以降の方、法定代理人の方）、住民基本台帳カード（顔写真付）、旅券、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード（顔写真付）、特別永住者証明書（顔写真付）、一時庇護許可書、仮滞在許可書</p>
<p>B書類 (2点) ※2種類</p>	<p>住民票に記載されている「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が記載されている書類</p> <p>→ ※例えば漢字の氏名がカタカナ等で記載されているような書類は不可です。</p> <p>※有効期限内で失効しておらず、かつ氏名、住所が最新のものに限ります。</p> <p>【例】健康保険証、医療福祉費受給者証（マル福）、介護保険証、年金手帳（または証書）、在留カード（顔写真無）、社員証、学生証、診察券、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証 等</p>

